

■開発行為の許可の立地基準

【法第34条】

	開発行為の内容
第1号	主に調整区域内の居住者が利用する公益上必要な建築物 (学校、社会福祉施設、医療施設) ⇒ 審 日用品の販売、加工、修理等の小規模店舗等
第2号	鉱物資源、観光資源の有効利用上必要な施設 ⇒ 審
第3号	温度、湿度、空気等、特別な条件を必要とする施設 (政令未制定)
第4号	農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な施設 ⇒ 審
第5号	特定農山村法に基づく公告があった土地の所有権移転等促進計画に従って行う農林業等活性化基盤施設
第6号	中小企業の連携、共同化、集積による活性化に寄与する事業施設
第7号	既存工場施設に密接に関連し、事業活動の効率化に必要な施設 ⇒ 審
第8号	火薬類の貯蔵又は処理に必要な施設
第8号の2	調整区域のうち災害危険区域等に存する施設に代わるべき施設 ⇒ 審
第9号	道路管理施設、休憩所又は給油所等の沿道サービス施設 火薬類の製造施設 ⇒ 審
第10号	地区計画、集落地区計画に定められた内容に適合する施設
第11号	市街化区域に隣近接し、かつ、一体的な日常生活圏を構成している地域で、50戸以上の建築物の連たんする条例で指定した区域及び用途の建築物 ⇒ 審
第12号	市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著しく不適当と認められ、条例で区域、目的、用途を定めた施設 ⇒ 審 ⇒ 提
第13号	既存の権利の届出の行使として行う自己の居住又は業務用施設(原則、線引き時から5年以内) ⇒ 審
第14号	市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著しく不適当と認められる施設で、開発審査会の議を経たもの

⇒ 審 「都市計画法（開発許可制度）に基づく処分の審査基準」を参照／

■建築等の許可の立地基準

【政令第36条第1項第3号】

	建築等の内容
イ	法第34条第1号から第10号に規定するもの
ロ	法第34条第11号に基づく条例で定めたもの ⇒ 審
ハ	市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著しく不適当と認められ、条例で区域、目的、用途を定めたもの ⇒ 審 ⇒ 提
ニ	法第34条第13号に規定するもの
ホ	市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著しく不適当と認められる施設で、開発審査会の議を経たもの

⇒ 提 「三原市広島県開発審査会提案基準」を参照